

[事案 30-20] 転換契約無効請求

・平成 30 年 10 月 1 日 裁定終了

<事案の概要>

特約部分を解約しての新契約への一部転換が、特約変更であると募集人から誤説明を受けたこと等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 3 月に契約した養老保険の災害入院特約および疾病特約を平成 25 年 9 月に医療保険に一部転換したが、以下等の理由から、転換契約を無効として欲しい。

- (1) 募集人からは特約変更と説明されたが、実際は、特約部分を解約して新規保険に加入していた。
- (2) 入院給付や手術給付を既に受けているから、今後不利益を受けると困ると断ったが、そんな心配はないとメリットのみ説明され、デメリット部分の説明がなかった。
- (3) 保険会社側は、高齢者と知りながら、契約に際し、同伴者を求めることなく書類にサインさせた。

<保険会社の主張>

設計書補助資料には、現在の契約の医療保障が消滅して新たな契約が成立することが明記されており、募集人は口頭でも上記を説明したうえで、保険証券が 2 枚になること、保険料の引き去りも 2 つになること、養老保険の満期後は新しく成立する契約のみが存続することを説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、一部転換時の状況を確認するため、申立人等および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人の誤説明等により一部転換を特約変更と誤解したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。